

登録商標「国際学友会日本語学校」不使用取消審決取消請求事件：知財高裁平成 30  
(行ケ)10038・平成 30 年 8 月 30 日(3 部)判決<請求棄却>➡特許ニュース No. 14782

## 【キーワード】

商標法 50 条 1 項 (社会通念), 登録商標の使用態様, ( ) 書き旧称の表示  
の効力, 不使用の意義

## 【事案の概要】

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告(独立行政法人日本学生支援機構)は,平成17年3月11日,  
「国際学友会日本語学校」の文字を横書きしてなり,指定役務を第41類「国際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は運営,国際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は運営に関する情報の提供,国際交流を目的とした研修施設の提供,国際交流を目的とした研修施設の提供に関する情報の提供,国際交流を目的とした展示会の企画又は運営,国際交流を目的とした展示会の企画又は運営に関する情報の提供,国際会議・セミナーの企画・運営又は開催,国際教育交流関連会議の企画・運営又は開催,国際文化交流・国際親善のためのセミナーの企画・運営又は開催,技芸・スポーツ又は知識の教授,生け花の教授,学習塾における教授,空手の教授,着物着付けの教授,剣道の教授,高等学校における教育,語学の教授,国家資格取得講座における教授,茶道の教授,自動車運転の教授,柔道の教授,小学校における教育,水泳の教授,そろばんの教授,大学における教授,中学校における教育,テニスの教授,ピアノの教授,美容の教授,舞踊の教授,簿記の教授,洋裁の教授,理容の教授,和裁の教授,動物の調教,植物の供覧,動物の供覧,図書及び記録の供覧,美術品の展示,庭園の供覧,洞窟の供覧,電子出版物の提供,映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営,映画の上映・制作又は配給,演芸の上演,演劇の演出又は上演,音楽の演奏,放送番組の制作,スポーツの興行の企画・運営又は開催,ゴルフの興行の企画・運営又は開催,サッカーの興行の企画・運営又は開催,相撲の興行の企画・運営又は開催,ボクシングの興行の企画・運営又は開催,野球の興行の企画・運営又は開催,競馬の企画・運営又は開催,競輪の企画・運営又は開催,競艇の企画・運営又は開催,小型自動車競走の企画・運営又は開催,当せん金付証票の発売,通訳,翻訳,写真の撮影,音響用又は映像用のスタジオの提供,運動施設の提供,ゴルフ場の提供,スキー場の提供,スケート場の提供,体育館の提供,テニス場の提供,プールの提供,ボウリング場の提供,野球場の提供,陸上競技場の提供,娯楽施設の提供,囲碁所又は将棋所の提供,カラオケ施設の提供,スロットマシン場の提供,ダンスホールの提供,ぱちんこホールの提供,ビリヤード場の提供,マージャン荘の提供,遊園地の提供,興行場の座席の手配,運動用具の貸与,映画

機械器具の貸与、映写フィルムの貸与、おもちゃの貸与、楽器の貸与、カメラの貸与、光学機械器具の貸与、テレビジョン受信機の貸与、図書の貸与、ラジオ受信機の貸与、レコード又は録音済み磁気テープの貸与、録画済み磁気テープの貸与、遊園地用機械器具の貸与、遊戯用器具の貸与」とする商標（以下「本件商標」という。）につき、設定の登録を受けた（商標登録第4844117号）。

(2) 原告（格好法人国際学友会）は、平成28年9月14日、本件商標の指定役務中「国際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は運営、国際交流を目的とした教育研修・講座の企画又は運営に関する情報の提供、国際交流を目的とした研修施設の提供、国際交流を目的とした展示会の企画又は運営、国際交流を目的とした展示会の企画又は運営に関する情報の提供、国際会議・セミナーの企画・運営又は開催、国際教育交流関連会議の企画・運営又は開催、国際文化交流・国際親善のためのセミナーの企画・運営又は開催、技芸・スポーツ又は知識の教授、生け花の教授、学習塾における教授、空手の教授、着物着付けの教授、剣道の教授、高等学校における教育、語学の教授、国家資格取得講座における教授、茶道の教授、自動車運転の教授、柔道の教授、小学校における教育、水泳の教授、そろばんの教授、大学における教授、中学校における教育、テニスの教授、ピアノの教授、美容の教授、舞踊の教授、簿記の教授、洋裁の教授、理容の教授、和裁の教授、電子出版物の提供」についての不使用を理由として、商標法50条1項に基づき、商標登録の取消しを求める審判を請求し、同月28日、同審判の請求が登録された（取消2016-300636号）。

特許庁は、上記請求について審理した上、平成30年2月16日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同月26日、原告に送達された。

(3) 原告は、平成30年3月26日、審決の取消しを求めて、本件訴訟を提起した。

## 2 審決の理由

審決の理由は、別紙審決書の写しに記載のとおりであるところ、その要旨は、次のとおりである。

被告は、平成26年12月11日、平成27年10月13日及び平成28年1月8日の各時点において、自ら開設したウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）に「（旧 国際学友会日本語学校）」（以下「使用商標」という。）を表示していた。

そして、本件ウェブサイトに表示されている「国際学友会日本語学校」の文字部分は、取引者、需要者において使用商標の要部として理解されるものであるところ、これは本件商標と同一であるから、両商標は社会通念上同一のものといえる。また、本件ウェブサイトに記載されている被告の業務は「学校で行う知識の教授」であって、これは取消請求の対象となった役務中「技芸・スポ

一ツ又は知識の教授，語学の教授」の範疇に含まれる役務である。

したがって，被告は，審判の請求の登録前3年以内（以下「要証期間」という。）に，日本国内において，商標権者が，取消請求の対象となった役務中の「技芸・スポーツ又は知識の教授，語学の教授」について，本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたことを証明したものと認められる。よって，本件商標の登録は，取消請求の対象となった役務について，商標法50条の規定により取り消すことができない。

## 【判 断】

### 1 認定事実

後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

#### (1) 被告の沿革（甲3，4の1）

被告の前身である「国際学友会」は，昭和10年12月，外務省の外郭団体として創立し，昭和15年12月，財団法人として設立の許可を受けた。

財団法人国際学友会は，昭和18年1月，「国際学友会日本語学校」を設置し，同校は各種学校として許可されたが，昭和20年，廃校となった。

財団法人国際学友会は，昭和33年2月，再び「国際学友会日本語学校」を設置し，同校は各種学校として認可された。

被告は，平成16年4月1日に設立され，財団法人国際学友会の留学生関連事業を承継した。

#### (2) 本件ウェブサイトにおける記載内容（甲13，61の1，62の1）

本件ウェブサイトには，平成26年12月11日，平成27年10月13日及び平成28年1月8日の各時点において，以下の記載がされていた。

「東京日本語教育センター—JASSO」とのヘッダーが付されたウェブページにおいて，上部に「独立行政法人」，その下に，より大きく「日本学生支援機構」，更にその下に，上記各文字部分の中間の大きさに「東京日本語教育センター（旧 国際学友会日本語学校）」がそれぞれ記載され，その下の，

「【概要】優れた日本語・基礎教科の予備教育」の項に，「…優れた日本語教育と必要な基礎科目の徹底した習得を含めた，日本で大学院・大学等に進学するための予備教育を行っています。…」との記載がされている。

### 2 取消事由1（本件商標と使用商標とが社会通念上同一であるとの判断の誤り）について

(1) 使用商標は，「旧」の文字と「国際学友会日本語学校」の文字とを空白を介して結び，かつ全体を括弧で囲んで表したものである。

これらの文字は，書体も大きさも同一であり，全体が括弧で囲まれているものの，「旧」と「国際学友会日本語学校」とは，空白によって明確に分離されていること，「旧」は，「昔。過去。」といった意味を有し，「今は主流ではないもの，過去のものとなっていることを表す語」であって（広辞苑〔第7版〕），その後続く語がかつて用いられていた名称等であることを指し示す

ものとして一般的に多用されている語であること（乙5の1～5の5）からすると、使用商標に接した需要者は、「旧 国際学友会日本語学校」の意味は、かつての名称が国際学友会日本語学校であったことにありと理解すると認められる。

したがって、使用商標においては、「国際学友会日本語学校」の部分が、需要者の注意を引くものであって、出所表示機能を発揮するものと認めるのが相当である。

## (2) 原告の主張について

原告は、「旧」の文字が他の文字と組み合わせられたときには、観念上強い一体性を有することになるから、「旧」と組み合わせられた他の文字とを切り離して観察することはできないと主張する。

確かに、原告が例として挙げた「旧石器時代」、「旧型」などの語のように、「旧」と他の文字とが組み合わせることによって、一つの新たな語となったり、他の文字部分のみからなる語とは異なる意味を有する語となったりする可能性があるのは、原告が主張するとおりである。

しかし、使用商標においては、上記(1)において説示したとおり、「旧」と「国際学友会日本語学校」とは、空白によって明確に分離されていることなどからすると、これに接した需要者は、通常、「旧」の後に続く「国際学友会日本語学校」がかつての名称、すなわち旧称であることを示すものと理解するといふべきであるから、本件において、「旧」と「国際学友会日本語学校」とを一体のものとして理解しなければならないとはいえない。

(3) そうすると、使用商標において出所表示機能を発揮する「国際学友会日本語学校」は、本件商標と同一であるから、本件商標と使用商標は社会通念上同一の商標と認められる。

以上によれば、この点についての審決の判断に誤りはなく、原告が主張する取消事由1は理由がない。

## 3 取消事由2（商標法50条1項が定める「使用」に当たるとの判断の誤り）について

(1) 原告は、「旧 国際学友会日本語学校」の記載は、過去にどのような名称であったかを説明したものにすぎず、出所表示機能を発揮する態様で用いられていないから、商標法50条1項が定める「使用」に当たらないと主張する。

(2) そこで検討するに、上記1(2)のとおり、使用商標は、本件ウェブサイトにおいて、「東京日本語教育センター」の直後に括弧書きで続けて記載されていることからすると、これに接した需要者は、東京日本語教育センターの旧称が国際学友会日本語学校であると理解するといえる。

そうすると、需要者は、本件ウェブサイトに記載されている役務が、その旧称を「国際学友会日本語学校」とする主体によって提供されるものであると認識するといえるから、使用商標は出所表示機能を発揮する態様で使用されてい

ると認めるのが相当である。

したがって、本件ウェブサイトにおける使用商標の記載は、商標法50条1項が定める「使用」に当たると認められるから、原告が主張する取消事由2は理由がない。

#### 4 結論

以上によれば、原告が主張する取消事由はいずれも理由がなく、審決に取り消されるべき違法があると認めることはできない。

よって、主文のとおり判決する。

#### 【論 評】

1. この事件は、被告の前身である「国際学友会」が昭和10年12月に外務省の外郭団体として創立され、昭和15年12月に財団法人として設立の許可を受け、昭和18年1月に設置された「国際学友会日本語学校」は各種学校として許可されたが、昭和20年に廃校となった。戦後は、財団法人国際学友会が昭和33年2月に再び「国際学友会日本語学校」として設置され、各種学校として許可されていたのであり、この財団法人国際学友会の留学生関連事業を、被告である独立行政法人日本学生支援機構が承継して平成16年4月1日に設置されたという、やや複雑な承継関係下にあったのである。

2. 被告は、自ら開設したWBSには、「(旧国際学友会日本語学校)」を表示した商標を使用していたから、「国際学友会日本語学校」の文字部分は、審判では、取引者、需要者において使用商標の要部として理解され、本件商標と同一であるから、両商標は社会通念上同一のものと見える、と認定されたのである。

また、WBSに記載されている被告業務は、「学校で行う知識の教授」であるから、これは役務中「技芸・スポーツ又は知識の教授、語学の教授」の範疇に含まれる役務である、と認定されたのである。

審判においては、商標権者による使用商標には、「(旧国際学友会日本語学校)」との表示があったことから、新旧を問わず「国際学友会日本語学校」の文字部分は、使用商標の要部と解されるから、社会通念上、両商標は同一のものと認定され、また被告の業務は「学校で行う知識の教授」であり、これは取消請求の対象となった役務中「技芸・スポーツ又は知識の教授、語学の教授」の範疇に含まれる役務である。そして、被告は審判請求の登録前3年以内に、日本国内において商標権者が取消請求の対象となった役務中の「技芸・スポーツ又は知識の教授、語学の教授」について、本件商標と社会通念上同一と認められる商標を使用していたことを証明したものと認められるから、本件商標の登録は、当該役務について商標法50条の規定により取り消すことはできない、と審判では判断したのである。

3. この審決の解釈と判断を誤りと主張した原告は、現実に存在する「学校法人国際学友会」という名称の法人であるから、別法人の被告であり商標権者が有する本件登録商標や別件登録商標「関西国際学友会」(登録第4829390号・

平成17年1月7日登録)との関係についても、同様の混乱を起していると思う。<sup>(注)</sup>

4. ところで、「旧」の表示について、原告は、被告の過去の名称を説明したにすぎず、出所表示機能を発揮する態様で用いられているものでないから、商標法50条1項の「使用」に当たることにはならないと主張したのである。

被告の現実の使用商標は、WBSにおいて、「東京日本語教育センター」の直後に、( )書きで前記表示が記載されていることからすると、需要者は、その旧称が「国際学友会日本語学校」であると理解するといえる、と裁判所は単純に判断したのである。

5. しかしながら、少なくとも取消審判の請求前に継続して3年以上は日本国内において現に使用していないのであるから、( )書きの旧称を、現に使用していた事実の証明と解釈することは無理ではないだろうか。

もしも本件商標の場合のように、( )書きで旧称の表示さえしておけば、使用とみなすと解釈できるものとするならば、今後、わが国の産業界に商標の使用表示について混乱を招くことになるのではないだろうか。

(注) 同一当事者間の同一事件は、登録商標「関西国際学友会」(登録第4829390号)の不使用をめぐり、知財高裁平成30年(行ケ)10037号審決取消請求事件・平成30年8月23日(3部)判決がある。

[牛木 理一]

## 【登録商標】

- (190) 【発行国】日本国特許庁(JP)  
(450) 【発行日】平成17年4月12日(2005.4.12)  
【公報種別】商標公報  
(111) 【登録番号】商標登録第4844117号(T4844117)  
(151) 【登録日】平成17年3月11日(2005.3.11)  
(540) 【登録商標】

## 国際学友会日本語学校

- (500) 【商品及び役務の区分の数】1  
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
第41類(省略)  
【国際分類第8版】  
(210) 【出願番号】商願2004-25864(T2004-25864)  
(220) 【出願日】平成16年3月19日(2004.3.19)  
(732) 【商標権者】  
【識別番号】504223433  
【氏名又は名称】独立行政法人日本学生支援機構  
(740) 【代理人】  
【識別番号】100112601  
【弁理士】  
【氏名又は名称】金原 正道  
【法区分】平成13年改正  
【審査官】高橋 厚子  
(561) 【称呼(参考情報)】コクサイガクユーカイニッポンゴガッコー、コクサイガクユーカイ、コクサイガクユー、コクサイガクユーカイニッポンゴ  
【検索用文字商標(参考情報)】国際学友会日本語学校  
【類似群コード(参考情報)】  
第41類 36G01、41A01、41A03、41B01、41C01、41C02、41C03、41C04、41E01、41E02、41E03、41E04、41F01、41F02、41F03、41F04、41F05、41F06、41G01、41G02、41G03、41G04、41H01、41J01、41K01、41K02、41L01、41M01、41M02、41M03、41M04、41M05、41M06、41M08、42E01、42S01、42X15